

2019 年 5 月 15 日

報告書（抱き合わせ販売の禁止、銀行代理業の許可制違反、実質的支配者の確認調査）

スルガ銀行株式会社

2018 年 10 月 5 日の行政処分における金融庁の指摘事項について、業務停止期間中の調査結果は以下のとおりです。

	今回 (2019 年 5 月 15 日公表)	前回 (2018 年 10 月 5 日公表)
(1)抱き合わせ販売の禁止違反 またはその疑い	1,372 物件	534 物件
(2)銀行代理業の許可制違反の疑い	222 社	88 社
(3)実質的支配者の確認不備	396 件	18 件

1. 銀行法第 13 条の 3 第 3 号（抱き合わせ販売の禁止）違反またはその疑いのある投資用
不動産融資件数（物件数）1,372 物件

今回の調査では、お客さまからの苦情、お客さまとのコンタクト記録、各種アンケート結果等、苦情等関連情報から抱き合わせ販売の疑いのある情報を幅広く抽出することにより、銀行法第 13 条の 3 第 3 号（抱き合わせ販売の禁止）違反またはその疑いのある投資用不動産向け融資（物件数）を確認いたしました。

当行としては、先に提出いたしました業務改善計画において、お客さまにとって経済合理性のない抱き合わせ販売を防止するための改善策として、お客さまに対しお申込みの経緯やご意向の確認を丁寧に行なった上で状況を記録し、その内容を上席者が検証する運用を既に開始しております。また、2018 年 9 月より早期に繰上げ完済となった無担保ローンについてもモニタリングを開始しております。

なお、不動産担保付きローンとの抱き合わせ販売が行なわれた案件につきましては、無担保ローンにおける既にお支払いいただいたお利息の返還等を含めた、様々な対応を検討してまいります。

抱き合わせ販売に関するご相談については、シェアハウス等顧客対応室で随時受付しております。

【シェアハウス等顧客対応室】

東京都中央区日本橋室町 1-7-1 スルガ銀行 8 階

電話番号 0120-010-636

お電話承り時間 8:30~20:00 (月曜日から日曜日・祝日含む・年末年始を除く)

2. 銀行法第 52 条の 36 第 1 項 (銀行代理業の許可制) 違反の疑いのある

不動産業者の数 222 社

当行に代わって、銀行法上の許可を受けることなく、当行各種商品の契約締結の媒介等を行なったと疑われる不動産業者を調査するため、お客さまから寄せられた苦情等関連情報や行員アンケートから得られた関連情報を検証いたしました。その結果、銀行法第 52 条の 36 第 1 項 (銀行代理業の許可制) 違反の疑いのある不動産業者を 222 社認定いたしました。

お客さまに対する商品の説明および申込受付は、当行担当者が実施するよう全営業店に対して周知・徹底を行ないました。また営業店で融資相談を受付けてから融資実行までのお客さまとの交渉履歴を、当行システム上に記録を残す運用を 2019 年 2 月 1 日より開始しております。

3. 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 1 項 (取引時確認等) 違反

法人の実質的支配者情報を確認しないまま特定取引を実行している件数 396 件

前回の調査では特定取引のうち、新規融資取引についての違反件数を抽出していましたが、今回調査では調査範囲を拡大し、新規口座開設、10 万円を超える現金振込みなど、実質的支配者の確認が必要な全ての特定取引について違反の有無を確認いたしました。

実質的支配者情報を確認しないまま特定取引を実行していた法人については、連絡不能の先を除きすべての法人の実質的支配者を確認いたしました。また、これらすべての実質的支配者について反社会的勢力に該当しないことを確認いたしました。

行員教育を継続するとともに、法人の実質的支配者を確認していない場合には特定取引の実行に制限がかかるシステムを導入するなど、再発防止措置を講じております。